

成安造形大学任期制教育職員に関する規程

平成28年12月24日制定

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下、「大学教員任期法」という。）第5条第2項、第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、成安造形大学（以下、「本学」という。）において任期を定めて任用する教育職員に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における教育職員とは、大学教員任期法の規定に基づき任期を定めて任用する教育職員（以下、「任期制教育職員」という。）をいう。

(職名、所属組織、任期及び学内関連規程等)

第3条 任期制教育職員の職名、所属組織、任期及び学内関連規程等は、別表のとおりとする。

2 別表に規定する任期は、任期制教育職員が当該任期中にその意思により退職することを妨げない。

3 任期の満了した任期制教育職員は、第6条の規定に基づき再任用された場合を除き、任期満了時に退職する。

(任用の同意)

第4条 任期制教育職員を雇用する場合は、別に定める雇用契約書ならびに同意書により、当該雇用される者の同意を得なければならない。

(任用手続)

第5条 任期制教育職員の任用に関する事項は、別に定める。

(再任用)

第6条 任期制教育職員の再任用に関する事項は、別表によるほか、別に定める就業規則において定める。

(その他の事項)

第7条 任期制教育職員において、この規程に定めのない事項については、就業規則において定める。

(公表)

第8条 この規程は、大学教員任期法第5条第4項の規定により、本学のホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、成安造形大学特別任用教育職員に関する規程（平成11年4月1日制定）、成安造形大学助教に関する規程（平成24年1月27日制定）、成安造形大学助手に関する規程（平成25年3月30日制定）、成安造形大学非常勤講師に関する規程（平成4年10月31日制定）は、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表（第3条及び第6条関係）

職名	所属組織	任期 (上限)	再任用に関する事項	学内関連規程
特別任用教育職員	芸術学部芸術学科 共通教育センター	1年以内	再任用可能とする。 但し、9回までとする。	別に定める。
助教		1年以内	再任用可能とする。 但し、9回までとする。	
助手		1年以内	再任用可能とする。 但し、4回までとする。	
非常勤講師		1年以内	再任用可能とする。 但し、9回までとする。	